

## 八街市落花生の普及促進に関する条例（案）

八街市に落花生が導入されたのは明治29年頃で、当時は、まだ今日のように安定した作付け計画をもたず、試作と模索に明け暮れていた。

明治末期から落花生の生産は急速な発展を遂げ、昭和24年頃の落花生の作付け面積は全作付け面積の約80パーセントを占めていた。

現在では、全国的にみると約80パーセントが千葉県で生産されている中で、市町村別生産量においては、本市は日本一の生産量を誇り、千葉県はもとより全国的に認知される状況となった。

平成19年には特許庁の地域団体商標制度により「八街産落花生」として商標登録され、一層の知名度の向上とブランドを確立するための礎が構築された。

今後も本市で生産される落花生の日本一の産地としての銘柄を保持し、普及を促進するためには、生産者、加工者及び販売者（以下「生産者等」という。）の方々が互いに協力し、国民に愛される日本一美味しい落花生を目指して更なる努力を積み重ね、消費の拡大へとつなげることが必要不可欠である。

よって、市及び生産者等が、それぞれの役割を担い、市民の理解と協力をもって、本市で生産される落花生を積極的にピーアールすることにより落花生の普及を促進し、本市の経済の活性化を図るため、この条例を制定する。

### （目的）

第1条 この条例は、八街市で生産される落花生（以下「八街市産の落花生」という。）の普及促進に努めることにより、本市の地域経済の振興及び地域社会の活性化を図ることを目的とする。

### （市の役割）

第2条 市は、八街市産の落花生を普及促進するため、生産者等並びに市内外を含めた各種団体との連携を図り、イベントの実施その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### （生産者等の役割）

第3条 生産者等は、市及び他の生産者等とともに八街市産の落花生の普及促進に積極的に取り組み、市及び生産者等のイベントその他の実施に際して、積極的に協力するよう努めるものとする。

(市民の協力)

第4条 市民及び消費者は、市及び生産者等が行う八街市産の落花生の普及促進するための取組に積極的に協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。